

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税賦課徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島原市は、賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

島原市長

公表日

平成27年3月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税賦課徴収事務
②事務の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税その他の地方税に関する法律及び市税条例に基づき、納税者からの申告又は調査等により課税し徴収する。また、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。 ・納税者等からの申請に基づき、税情報から課税証明書・所得証明書等を発行する。 <p>【特定個人情報ファイルを取り扱う業務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 納税者からの申告情報・届出及び調査等による課税管理業務（個人住民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税） 2. 収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務 3. 滞納者情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理業務 <p>【具体的な事務処理】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①住民税課税情報の照会 ②住民・給与支払者等からの申告等情報及び各種申請・届出書の受理 ③個人住民税の賦課決定・更正等 ④住民・給与支払者への税額通知の発送 ⑤賦課情報に基づく所得・課税証明書等の発行 ⑥軽自動車税課税情報の管理・異動・照会 ⑦軽自動車税の賦課決定・更正等 ⑧標識交付証明書等の発行 ⑨所有資産の照会 ⑩償却資産申告データの入力並びに納税通知書、課税明細書の出力 ⑪国民健康保険税の賦課・更正等 ⑫他自治体等からの調査回答及び他自治体等への税務調査実施 ⑬市税の収納、還付、充当等の事務処理 ⑭未納者への督促及び実態調査、滞納処分の執行等 ⑮収納情報に基づく納税証明書等の発行
③システムの名称	個人住民税システム、軽自動車税システム、固定資産税システム、国民健康保険税システム、収納管理システム、滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、国民健康保険税情報ファイル、収納管理情報ファイル、滞納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項番16 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長	税務課長 松本 久利
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長公室 政策企画課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 税務課 〒855-8555 長崎県島原市上の町537番地 Tel.0957-63-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

